様式第45号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　第　　号
平成　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の２第２項の規定により提出され，平成　年　月　日付け公　共分第　　号をもって受理した貴社の共同新設分割に関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第46号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　第　　号
平成　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の２第３項の規定により提出され，平成　年　月　日付け公　吸分第　　号をもって受理した貴社の吸収分割に関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第47号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　第　　号
平成　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第２項の規定により提出され，平成　年　月　日付け公　共移第　　号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第48号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　第　　号
平成　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第２項の規定により提出され，平成　年　月　日付け公　譲第　　号をもって受理した貴社の事業等の譲受けに関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

附　則

この規則は，平成二十三年七月一日から施行する。

告　示

○海上保安庁告示第百二十四号

航路標識の名称その他の変更について，航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により，次のように告示する。

平成二十三年六月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	新日本石油基地喜入第１号灯標
位置	鹿児島県喜入港（四号原油桟橋南端の南方約一・六キロメートル）
所在地	
緯経	三一　一二一　一六 一三〇　一三四　〇一
変更した事項	
名称	ＪＸ日鉱日石石油基地喜入第１号灯標
記事	ＪＸ日鉱日石石油基地株式会社管理
変更年月日	平成二十三年四月一日
名称	新日本石油基地喜入第２号灯標
位置	
所在地	鹿児島県喜入港（四号原油桟橋南端の南方約一・一キロメートル）
緯経	三一　一二一　一三一 一三〇　一三三　五四
変更した事項	
名称	ＪＸ日鉱日石石油基地喜入第２号灯標
記事	ＪＸ日鉱日石石油基地株式会社管理
変更年月日	平成二十三年四月一日
名称	新日本石油基地喜入１号シーバース灯
位置	
所在地	鹿児島県喜入港（新日本石油基地喜入一号シーバース中央）
緯経	三一　一二一　五七 一三〇　一三三　〇四
変更した事項	
名称	ＪＸ日鉱日石石油基地喜入１号シーバース灯
位置	
所在地	鹿児島県喜入港（ＪＸ日鉱日石石油基地喜入一号シーバース中央）
緯経	三一　一二一　一五七 一三〇　一三三　〇四
記事	一　附属施設　副灯一個 イ　灯質　モールス符号白光（毎八秒にＵ（・・－））
	ロ　光度　実効光度一一〇カンデラ
	ハ　光達距離　五・五海里 ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・二メートル
	ホ　設置場所　本灯の北西方約二三〇メートル
変更年月日	平成二十三年四月一日
名称	新日本石油基地喜入二号シーバース灯
位置	
所在地	鹿児島県喜入港（新日本石油基地喜入二号シーバース中央）
緯経	三一　一二一　四七 一三〇　一三三　一七
変更した事項	
名称	ＪＸ日鉱日石石油基地喜入二号シーバース灯
位置	
所在地	鹿児島県喜入港（ＪＸ日鉱日石石油基地喜入二号シーバース中央）
緯経	三一　一二一　四七 一三〇　一三三　一七
記事	一　附属施設　副灯一個 イ　灯質　モールス符号白光（毎八秒にＵ（・・－））
	ロ　光度　実効光度一一〇カンデラ
	ハ　光達距離　五・五海里 ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・二メートル
	ホ　設置場所　本灯の北西方約二三〇メートル
変更年月日	平成二十三年四月一日
	ＪＸ日鉱日石石油基地株式会社管理